

令和 5 年 12 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 12 月 22 日 (金)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和5年12月22日(金)
午前9時30分開会 午前10時30分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第78号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
 - 議案第79号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
 - 議案第80号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
 - 議案第81号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第82号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第83号 非農地証明(遊休農地)について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和5年12月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号11番 高橋忠道委員、同12番 高部宏生委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、8日の書類説明会、農業委員による現地調査、14日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、

石巻萩平町地内の農地の所有権を移転する案件の、雑木等が繁茂していた経営農地について、東海農政局に確認したところ農地復元が必要との見解であったため是正を指導しましたが、間に合わないため12月15日に取下願の提出がありました。

番号4番の、雑草が繁茂していた経営農地について、復元されたことを12月8日に写真にて確認しました。また農地所有適格法人の要件は満たされていることを確認しました。

番号5番から14番の、譲受人の営農計画について、説明会後に確認したところ、牧草刈り取り用にハンマーナイフを購入したとの回答がありました。刈取るスピードは1反約20分で、軽トラで巡回させながら1日平均4か所ずつ刈り取り可能とのことでした。また経営農地の面積について、発電設備下部の農地の合計面積は14,145.40㎡であることを確認しました。確認内容を担当委員に報告の上、今回は審査会を行わないこととなりました。譲受人に対しては、今回の計画をきちんと実行して実績を出したうえで、今後規模拡大を行うときには労働力やヤギの頭数に見合った妥当な計画を示すよう伝えました。

番号17番の、田原市に照会していた経営農地の利用状況について、12月13日に全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。

そのほかについては変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号2番、3番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。

転用関係につきましては、8日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。

それではよろしくお願ひします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料1 議案第75号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から17番までの17件を一括上程いたします。

なお、番号1番は杉浦委員が取締役である法人が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

杉浦委員は、関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第75号、1ページから3ページをご覧ください。

番号1番から17番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。ご審議のほどよろしく願います。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号1番の1件、それ以外の案件と2つに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号1番の1件を審議いたします。杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議長

続きまして、番号1番を除く16件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第76号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第76号、4ページをお願いします。

番号1番から2番の2件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。
補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番です。隣接地が申請地所有者と同一である案件は番号1番です。

一時転用については、該当ありません。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第77号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から24番までの24件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第77号、5ページから8ページをお願いします。

番号1番から24番までの24件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・3番から17番・19番・21番・24番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番・18番・20番・22番・23番です。

番号8番は隣地の承諾がとれなかった旨の経過書の添付があります。隣地農地所有者の住所地を複数回訪ねたが、応答がなく連絡がつかなかったとのことでした。隣地農地は不耕作地であり、接する部分は畦で区切られて、雨水が流れ込まないようにしており、パネルについても営農型太陽光発電設備の制度で求める夏至の日影図では隣接農地に影を落とさない配置を計画しており営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、番号5番から10番・24番が該当し、番号10番が高速道路の補修に伴う工事敷地の案件で37ヵ月間、番号5番から9番・24番が営農型太陽光の案件で、番号7番・24番が10年間の計画で、番号5番・6番・8番・9番が3年間の計画です。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号2番・13番・15番の3件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 78 号
「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 216 番までの 216 件を一括上程いたします。
なお、番号 116 番は小林委員の同居の親族が、番号 126 番・200 番・201
番は杉浦委員が取締役を務める法人がそれぞれ申請者のため「農業委員会
等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。
小林委員、杉浦委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企 画 課 はい、議長。
議案第 78 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させ
ていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸
出希望申込書の提出があったもののうち、12 月 25 日付契約開始分につい
て、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進
法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いする
ものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 33 ページの農地中間管理
事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から
担い手へ利用権を設定する案件が 216 件 450 筆 557,622.83 m²でございま
す。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たして
いるものと判断します。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 116 番の 1 件、126
番・200 番・201 番の 3 件、それ以外の案件と 3 つに分けて審議してい
きたいと思えます。

まず、番号 116 番の 1 件を審議いたします。小林委員は退席してくださ
い。

〈小林委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切
ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ご
ざいませぬか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
小林委員は復席してください。
〈小林委員 復席〉

議 長 続きまして、番号 126 番・200 番・201 番の 3 件を一括審議いたします。
杉浦委員は退席してください。
〈杉浦委員 退席〉

委 員 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。
「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切
ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ご
ざいませんか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
杉浦委員は復席してください。
〈杉浦委員 復席〉

議 長 続きまして、番号 116 番・126 番・200 番・201 番を除く 212 件を一括審
議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切
ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ご
ざいませんか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 79 号
「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。
所有権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企 画 課 はい、議長。
議案第 79 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させ
ていただきます。
農地流動化の申出があったもののうち、11 月 28 日開催の農地銀行運営
委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、

豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、3件7筆19,112㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

近 藤 委 員 議長、よろしいでしょうか。

議 長 はい。

近 藤 委 員 意見ではないですが教えてください。番号1番の件について、農業が儲からない中、相対の取引とはいえどもある程度まとまった画地で面積が広い割には対価が低いように思われる。地形が段々畑だったり湿地が多く農作業がしにくい等の理由があるのでしょうか。

農 業 企 画 課 対価設定における買い手の方と売り手の方との経緯についてはこちらでは把握しておりません。地形的にも悪くない所と認識しています。

事 務 局 事務局の方でも立地状況は比較的平坦なところであると現地を把握していることを補足します。

近 藤 委 員 わかりました。

議 長 他になにかございませんか

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料1-2 議案第80号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課 はい、議長。
議案第 80 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）につ
いて、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があ
ったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農
地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見
をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。35 ページの農地中間管理事業におきま
しては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 6 年 2 月 1 日付で利用権が
移転する案件が 1 件 1 筆 2,861.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切
ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すこと
に決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして、資料 1 に戻り 議案第 81 号

「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題と
いたします。

除外についての番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課 はい、議長、議案第 81 号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更について
は、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 5 件・面積
2,982.47 m²です。

今回の案件につきましては、7 月 7 日、10 月 11 日の書類説明会におい
て農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきま

したので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。

除外案件の目的としましては、1番、3番が駐車場、2番が分家住宅、4番が農家住宅、5番が流通業務施設の計5件となります。内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第1項及び第4条の5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第1項第27号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第82号

「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第82号 10ページをご覧ください。

議案第82号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この5件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第83号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第83号 11ページをご覧ください。

番号1番から5番の5件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1 12ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から16ページ31番までの31件、及び17ページからの報告第2号の番号1番から19ページ19番までの19件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に20ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から6番までの6件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に21ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から22ページの8番までの8件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に23ページをお願いします。

報告第5号の番号1番の1件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。

報告は以上です。

議 長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。
(午前10時13分中断)

<農地銀行運営委員会議>

(午前10時15分再開)

議 長 総会を再開いたします。

議 長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前10時30分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年12月22日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 11 番 高橋 忠道 委員)

議事録署名者
(議席番号 12 番 高部 宏生 委員)